

東京1区市民連合 会報 No.9 (部内資料)

〒169-0073 新宿区百人町 1-25-17

Tel・Fax03-5577-7680

メールアドレス: 1kushimin@gmail.comツイッター: <https://twitter.com/1kushiminrengo>

賛同人の拡大にご協力を 第8回 呼びかけ人会議を開催

5月14日、千石屋ビルで第8回呼びかけ人会議が開かれました。会議はこれまでの取り組みを振り返り、賛同人の拡大などさらなる市民連合としての運動を発展させることを確認しました。

この間の取り組みでは、既報のとおり「国会報告集会」や高田馬場の宣伝行動を成功させました。また、千代田の「戦争させないパレード」、田町駅の3000万署名の訴えなど統一的な行動も着実に積み重ねてきました。

4月のパレードには70人が集まり、安倍内閣退陣、森友文書改ざんを糾弾しました(写真上)。このパレードのスタートにあたり、東京1区市民連合を代表して晴山一穂共同代表があいさつし、参加者を激励しました。

5月の統一行動は田町駅・芝浦口で行いました。千代田、新宿からも駆けつけ25人が参加、3000万署名への協力を呼びかけました(写真下)。1区市民連合を代表して大西広事務局長が訴え、19筆の署名が集まりました。

■事務所移転へ

会議は以上のような取り組みを振り返り、今後の運営などについて協議しました。まず、事務所移転の問題です。昨年末からカンパのお願いをさせていただきました。その結果、団体・個人から64口・54万円が集まりました。この場で改めてお礼を申し上げます。

そのカンパの運用を考えても、神保町の事務所を維持するのが困難と判断、事務局は新たな場所を探す努力をしました。その結果、新宿区在住の伊藤之知さん方の一角をお借りすることになりました。上記題

字内の表記がそれですが、5月30日に全面移転することになりました。電話番号は従来のままと



4.25千代田パレード



5.9田町駅宣伝行動

なります。

この間、場所を提供していただいた日本ジャーナリスト会議(JCJ)のみなさんに、改めてお

礼を申し上げるものです。

会議はつづいて、懸案となっているホームページづくりについて意見交換しました。協力いただいたカンパを活用して、専門的にホームページを作っているところも含めて相談することにしました。事務所移転後に本格的に動き出すことになります。

■賛同人拡大にご協力を

今後の運動の進め方について、呼びかけ人と共同代表の拡大をはかることを確認しました。すでにこの間、呼びかけ人に太田正一さんと中尾こずえさんのお2人をお願いし、42人となっています(別項参照)。共同代表についても、組織強化の意味から増やしていくことを確認しました。

また、賛同人の拡大も急がれます。現在150人程度となっています。経過的にみますと昨年の秋、賛同人を増やす活動の最中に解散・総選挙となり、ある意味この取り組みが中座した形となっています。その運動の再構築をはかることとなります。周りの方々に声掛けをお願いするものです。

そのためのアピールと申込書が一体になったものを作りました。裏面には「基本政策」を刷り込みました。

■新宿区長選挙で立憲野党統一の動き

このほか会議では「市民連合の集会など海江田さんにぜひ参加してほしい。特に国会や新宿など、1区の「エリア」で行われるときは、遠慮せずに出て来ていただければどうか」「次の国会報告集会の日程を相談してもらいたい」などの意見が出されました。

また、新宿区ではこの11月に区長選挙が行われることになっており、なんとか野党共闘で候補者を選べないかという議論が始まっていることが報告されました。さらに、基本政策にある学生が学びやすくするための奨学金問題について、海江田事務所と相談しながら「質問趣意書」の準備をしていることも報告されました。

次回呼びかけ人会議は、8月23日(木)午後6時半から新宿3丁目の「富士国際旅行社」で開くことにしました。

◇=◇=◇

当面の統一宣伝行動

- 6月/新宿=未定
- 7月/千代田=7月20日(金)神保町交差点
- 8月/港=未定

東京1区市民連合 役員及び呼びかけ人名簿

(2018年5月14日現在/42人)

共同代表	小原 隆治 (早稲田大学 政治経済学術院教授)
同	櫻井 幸子 (婦人民主クラブ会長)
同	晴山 一穂 (専修大学名誉教授)
事務局長	大西 広 (慶應義塾大学 経済学部教授)
事務局長代行	水久保文明 (千代田区労協事務局長)

青柳 義則	(全労協東京中部ブロック協議会議長)
浅井 武彦	(新宿社会保障推進協議会 会長/歯科医師)
阿部 百合子	(俳優)
荒井 新二	(弁護士・自由法曹団前団長)
伊藤 陽一	(法政大学 名誉教授)

- 伊豫 軍記 (元日本大学教授)
梅津 仁 (医師・おおくぼ戸山診療所 所長)
大田 正一 (KK富士国際旅行社 代表取締役)
小川 均 (戦争法廃止! みなと総がかり行動実行委員会事務局)
小黒 和子 (イギリス文学研究者)
加藤 正治 (港区・中小企業家)
蔵原 清人 (工学院大学 名誉教授)
小林 秀治 (千代田区労働組合協議会議長)
金子 征史 (法政大学 名誉教授)
金子 勝 (慶應義塾大学名誉教授)
後藤 雄介 (早稲田大学 教育・総合科学学術院教授)
齋藤 純一 (早稲田大学 政治経済学術院教授)
佐々木江利子 (日本児童文学者協会)
清水 洋二 (弁護士・旬報法律事務所)
須田 昭夫 (須田クリニック院長/東京社会保障推進協議会会長)
高橋 博 (みんなの新宿をつくる会会長)
田中 義教 (日本中国友好協会理事長/法政大学元理事)
寺澤 文子 (戦争させない千代田の会代表)
土井登美江 (許すな! 憲法改悪・市民連絡会)
中尾こずえ (許すな! 憲法改悪・市民連絡会)
中川 重徳 (弁護士・諏訪の森法律事務所)
中川雄一郎 (明治大学 名誉教授)
橋本 佳子 (弁護士・東京法律事務所)
洪 美絵 (弁護士・東京合同法律事務所)
藤井 正實 (医師・芝診療所 所長)
藤原 家康 (弁護士・藤原家康法律事務所)
平山 知子 (弁護士・あかしあ法律事務所)
保科 博一 (グラスルーツ・ラボ 共同代表)
三浦 まり (上智大学 法学部教授)
毛利 孝雄 (千代田区平和使節団元団員・沖縄大学地域研究所特別研究員)
渡辺 照子 (派遣労働者/女性労働問題研究会 運営委員)
渡辺眞知子 (キリスト者政治連盟)

=事務局から=▼会報第9号をお届けします。今号から、「海江田万里議員の国会報告」を掲載することになりました。海江田事務所へ激励、質問などお寄せ下さい▼賛同人拡大のための新しいアピールと申込書が完成しました。活用をお願いいたします▼本号のなかでも紹介されていますが、奨学金問題で海江田万里議員が質問趣意書を提出、これが受理されたという連絡が入りました。「基本政策」実現への一歩でもあります。動きを注視していきたいものです。

海江田万里の国会報告①

際立つ国民無視の強権政治

昨年秋の総選挙で2年10か月ぶりに国政に復帰しました。それから約半年が経過し、通常国会も終盤を迎えています。これまでの国会を振り返ると、際立っているのは安倍政権の国民の意見を無視した強権的な姿勢です。

「鯛は頭から腐る」ということわざがあるように、安倍総理の傲慢・腐敗・墮落は安倍政権全体に蔓延しています。一つ一つを詳述する紙幅はありませんが、麻生副総理をはじめとした閣僚の暴言の数々、官僚の虚偽答弁、公文書の隠ぺい・改ざん、ずさんな文書管理など、安倍総理の政治姿勢が政府全体に暗く、大きな影を落としています。

この悪影響は、国会にも及んでいます。国会は主権者である国民の代表である国会議員によって構成されているのに、国会議員は国民の代表であることを忘れ去り、自民党安倍総裁の部下であるかのような態度に終始しています。私は、現在、衆議院財務金融委員会の野党筆頭理事を務めています。昨年、財務省理財局長として虚偽答弁を繰り返した佐川国税庁長官(当時)やセクハラ発言をした福田事務次官(同)を財務金融委員会に呼んで話を聞こうと理事会で正式に提案しても、与党理事は「前例がない」といって拒絶を繰り返します。国土交通事務次官などの例を挙げて「前例はある」と反論すると、今度が「全会一致が原則だ」と突っぱねています。彼らを国会に呼んで真相究明を行えば、国会でもっと建設的な議論ができるのに、与党がそれを許さないのです。

虚偽答弁に罰則規定も必要

国会での官僚の答弁も、明らかに嘘とわかることをいけしゃあしゃあと云々のけます。議院証言法を例外として、国会法などでは答弁者の虚偽答弁を罰する規定はありません。これは国民の代表で成り立っている国会で、大臣や官僚が嘘をつくはずがないという一種の性善説に立っている

からです。しかし、この前提も今や音を立てて崩れている以上、国会法などを改正して、虚偽答弁に対する罰則規定を設けるべきだと考えます。

また、国会議員の憲法に対する無知にも驚かされてしまいます。社会保障制度の根拠になっている憲法第25条も、また国会議員などの憲法擁護義務を規定した第99条についても、その存在すら知らない国会議員がいます。

国会議員に憲法擁護宣誓を

国会議員は選挙に当選すると、選挙管理委員会から「当選証書」を受け取ります。その際、一人ひとりが「憲法擁護」の宣誓を行うことが必要ではないでしょうか。

国家公務員は任用にあたって「サービスの宣誓」を行い、その文言に「日本国憲法を順守し・・・」の一文があります。憲法99条で、具体的に列挙されている「天皇、(摂政)、国務大臣、国会議員、裁判官、公務員」のうち、「憲法の順守、擁護」を宣言していないのは、裁判官と国会議員、国務大臣です。

裁判官については憲法第76条で「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」とありますが、国会議員と国務大臣については憲法第99条以外の規定はありません。国会議員と国務大臣の憲法軽視はこのあたりにも一因があると思われる。

(これから折に触れて会報上で私の国会報告を行います。ご意見がある方は、海江田万里事務所にお寄せください。)

【国会内海江田万里事務所連絡先】

TEL/03-3508-7316

Fax/03-3508-3316

